

滝沢市パブリックコメント実施結果報告書

令和6年3月5日

次の案件について、パブリックコメント実施によりいただいたご意見・ご要望の概要と、これに対する市の考え方を取りまとめましたので報告します。

政策等の名称	第7期滝沢市障がい福祉計画及び第3期滝沢市障がい児福祉計画（案）	
担当部署	地域福祉課	
実施期間	令和6年2月5日 ～ 令和6年2月22日	
意見等の件数	7件	
	＜意見等の概要＞	＜意見等に対する市の考え方＞
	児童発達センターを目指している。本計画期間中での実現をお願いする。	令和6年度に創設するこども家庭センターや市内の事業所と協議、検討しながら、単独での設置を基本とし、令和8年度末までに、1箇所の設置を目指します。
	保育所等訪問支援事業のニーズは高い。一方で、児童発達支援事業と共に市民への周知がされていないと感じる。保育施設や教育施設等への周知を、市が積極的に行ってほしい。	市では、市民の皆様には障がい者福祉ガイドブック「ともに歩む」やホームページで各サービスを紹介しております。保育所や教育機関等の皆様には、自立支援協議会こども支援分科会において、事例を踏まえたサービスの制度説明を行う等しております。次期計画期間中においても、必要な方へ情報が届くよう周知に努めてまいります。
	障がい児の相談支援事業所が少ないことが大きな問題である。近隣の相談支援の活用と共に、その相談支援が適切に支援を行っているか、市が紹介するならば、市の監督も必要である。	相談支援事業所が少ないことは、市としても課題と捉えております。次期計画期間中においても、自立支援協議会相談支援分科会で、人員・人材の確保に向けた効果的な取組を検討し、相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。
	市には、子供の発達特性の有無を、いつどのように見極めるかの手順が必要である。また、家庭への支援を継続的に行うこと、関係機関と連絡をこまめにとることが必要であり、それを担える機関が必要である。	頂いたご意見は、担当課に情報提供させていただきます。
	保育施設の中には、困り感のある子が多くいる。しかし現状、療育施設に通えている子はほぼいない。園だけに任せるのではなく、一緒に共有したり、直接支援を行う場所があると、子供、保護者、保育施設にとって安心感につながる。積極的に事業所につなげたり、必要な子が確実に利用できるようになるとうい。	頂いたご意見は、担当課に情報提供させていただきます。

<p>発達の気になるお子さんへの支援に対して、市の対応はスピード感を感じられない。児童発達支援につながる時間を短縮し、スムーズに利用できるよう、行政の体制や事業内容等の整備を、今一度行うべきだと思う。</p>	<p>市では、児童発達支援等のサービス利用を希望する相談が寄せられ際は、利用開始までの流れを説明するとともに、聞き取りや相談支援事業所が作成する障がい児支援利用計画案等により、お子様やご家族の状況や支援ニーズを確認し、支給の可否を決定しています。次期計画期間中においても、相談者様には丁寧な説明を行い、法令に基づき適正に支給決定を行ってまいります。</p>
<p>28 ページ（10）短期入所、地域生活拠点事業について障がい者だけではなく、緊急時の障がい児（医療的ケア児、福祉型、動ける医療的ケア児、発達障がいのある児等）の受け入れ先も必要ではないか。</p>	<p>ご指摘いただいた短期入所の見込量については、障がい児及び障がい者の利用実績を勘案し、設定しております。また、受け入れ先の確保については、市としても課題と捉えており、次期計画期間中においては、地域生活支援拠点事業の実施とともに、広域の事業所とも連携しながら事業者の確保に努めてまいります。</p>

* 欄が不足する場合は、適宜追加してください。